0



(号 外) 独立行政法人国立印刷局

目

省 仓

〇有線放送電話規則を廃止する省令 (総務五九)

〇高精細度テレビジョン音声多重放送 に関する送信の標準方式を廃止する 方式を廃止する省令(同六〇) ル放送を除く。)に関する送信の標準

〇放送法施行規則の一部を改正する省 〇無線局(放送局を除く。)の開設の根 本的基準の一部を改正する省令 (同六三)

〇電波法施行規則の一部を改正する省 (同六三) (同六四)

〇無線局免許手続規則の一部を改正す る省令 (同六五)

〇無線設備規則の一部を改正する省令 令 (同六六)

〇電波監理審議会議事規則の O放送局の開設の根本的基準の 改正する省令(同六八) 一部を

1

正する省令(同六九)

部を改

 $\subseteq$ 

卆

9

〇高精細度テレビジョン放送(デジタ

省令 (同六一)

(同七八)

官

증

〇無線局運用規則の一部を改正する省

즚

O基幹放送の業務に係る表現の自由享

(同六七

29

〇電気通信事業紛争処理委員会事務局 〇特定周波数変更対策業務及び特定周 部を改正する省令(同七七) 波数終了対策業務に関する規則の一

〇総務省関係法令に係る行政手続等に 〇電波の利用状況の調査等に関する省 る法律施行規則の一部を改正する省 令の一部を改正する省令 (同八〇) 則の一部を改正する省令(同七九) おける情報通信の技術の利用に関す

O基幹放送の業務に係る表現の自由享 省令 (同八三) 会社の子会社に関する特例を定める 有基準に関する省令の認定放送持株

杂

〇中波放送に関する送信の標準方式 0 出の特例を定める省令(同八四) 一般放送の設備及び業務に関する届 (同八五)

〇有線電気通信設備令施行規則の 〇有線電気通信法施行規則 正する省令 (同七〇) の一部を改 部 9

○超短波放送に関する送信の標準方式

〇走査線内信号切替方式又は走査線転

移方式による映像信号のスクランブ

0

〇事業用電気通信設備規則の一部を改 〇電気通信事業法施行規則の一部を改 を改正する省令(同七 正する省令(同七二)

〇電波監理審議会が行う審理及び意見 の聴取に関する規則の一部を改正す る省令 (同七四) 正する省令(同七三)

〇総務省組織規則の一部を改正する省 令 (同七六) する省令 (同七五) = 홋 ○登録点検事業者等規則の一部を改正

組織規則の一部を改正する省令

〇電気通信事業紛争処理委員会手続規 (同八二) <u>-</u>

有基準に関する省令(同八二) ブル 三

 $\equiv$ =

(同八七)

〇超短波音声多重放送及び超短波文字 多重放送に関する送信の標準方式 (同八八)

〇標準テレビジョン音声多重放送に関 O超短波データ多重放送に関する送信 の標準方式 (同九〇) (同八九)

〇標準テレビジョン・データ多重放送 〇標準テレビジョン文字多重放送に関 する送信の標準方式(同九二) する送信の標準方式(同九一) に関する送信の標準方式(同九三)

〇有線一般放送の品質に関する技術基 〇衛星一般放送に関する送信の標準方 式 (同九四

O放送大学学園法施行規則の一部を改 準を定める省令 正する省令(総務・文部科学一) (同九五

告 示

〇フレーム行列の構成、フレーム制御 〇無線局免許手続規則第二条第六項第 る等の件を廃止する件 びデータパケットの送出手順を定め 符号の構成、音声信号の送出手順及 る等の件を廃止する件(総務二三三) に使用することができる装置を定め 二以上の無線局相互間において共通 三号の規定により、 同一人に属する (同二三四 壹

〇標準テレビジョン放送 (デジタル放 〇標準テレビジョン放送等のうちデジ タル放送に関する送信の標準方式 (同八六)

兲

送を除く。)に関する送信の標準方式

웊

륫

章

=

<u>=</u>

三

五

(同二四二)

三

〇無線局運用規則により呼出符号又は を定める件の一部を改正する件 呼出名称の放送を省略できる放送局 (同二四三)

Ħ

O放送区域等を計算による電界強度に 部を改正する件(同二四四) 界強度の算出の方法を定める件の 基づいて定める場合における当該電

〇電波法施行規則の規定により、時計、 用できる場合を定める件の一部を改 びにその備えつけ場所の特例又は共 無線局及び省略できるものの範囲並 業務書類等の備えつけを省略できる 同 三四五

(以下次のページへ続く)

びに関連情報の構成及び送出手順を スクランブルに関するタイミング並 順、疑似乱数符号系列の生成方法、 よる音声信号のスクランブルの手 ルの手順、疑似乱数符号重畳方式に 定める等の件を廃止する件

〇伝送制御符号の構成を定める等の件 同三五

〇特定新規開設局の件及び特定周波数 号の総務大臣が指定する受信設備の 変更対策業務及び特定周波数終了対 策業務に関する規則第六条の二第三 を廃止する件(同二三六)

〇パイロット情報の構成を定める件を O 人工衛星によるデジタル放送に係る 廃止する件(同二三八) 件を廃止する件(同二三七)

〇周波数割当計画の一部を変更する件 件を廃止する件(同二三九) 有料放送役務標準契約約款を定めた (同二四〇)

O放送普及基本計画の一部を変更する 〇放送用周波数使用計画の一部を変更 する件(同二四一) 賣

景

官

106

者に対し説明させなければならない。

・ 第四十一条 主任審理官は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、指定職員に、予定される不利(最初の意見の聴取の期日における手続)

第四章を第三章とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章 省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取

(意見の聴取の開始

田田十三条 電波監理審議会は、法第九十九条の十一第一項第一号又は放送法第百七十七条第一項第第四十三条 電波監理審議会は、法第九十九条の十一第一項第一号又は放送法第百七十七条第一項第二条 電波監理審議会は、法第九十九条の十一第一項第一号又は放送法第百七十八条第二項の規定により諮問を受けた事案について法第九十九条の十二第二項又は放送法第百七十八条第二項の規定により諮問を受けた事案について法第九十九条の十二第二項又は放送法第百七十七条第一項第

年月

表のとおりとする。

一表のとおりとする。

一表のとおりとする。

一次ののでいる。

一次のでいる。

一次のでいる。

一次のでいる。

一次のでいる。

一次のでいる。

一次のでいる。

一次のでいる。

一次のでいる。

一次のでは、

一次のでいる。

一次のでは、

一次のには、

一次のでは、

一次のは、

一次のは、
一次のは、

一次のは、

一次のは、

一次のは、

一次のは、

一次のは、
一次

第二条(見出しを含む。)、第四条第二項       前項       読み替える字句         第三条(見出しを含む。)、第四条第二項及び第一項、第十条、第十三条第二項及び第一項、第十一条まで、第二十四条(見出し及び第二項、第十条から第二十一条まで、第二十四条(見出し及び第一項、第十五条から第二項、第十人条から第二項、第十人条が第二項、第十九条から第二項、第十人条が第二項、第十十条を第二項       家庭(付された       に諮問された         第四条第四項       第二人として当該審理       意見の聴取         第九条第一項       本型に出席する者に通知し、公告       公告         第九条第一項       本で、第二十四条(見出しを含む。)、第三十七条       本型に出席する者に通知し、公告       公告         第二条第一項       本型に出席する者に通知し、公告       公告         第九条第一項       第四十三条第二項       第四十三条第二項         第九条第一項       本型に出席する者に通知し、公告       公告         第九条第一項       本型に出席する者に通知し、公告       公告         第九条第一項       本型に出席する者に通知し、公告       入び利害関係者         第九条第一項       本型に出席する者に通知し、公告       入び利害関係者         第九条第六号       現場中立人及び参加人       入を割りを開入を開入を開入された。         第二条       本型に出席する者に通知し、公告       入び利害関係者         第二条       本型に出版する者に通知し、公告       本型に計画する者に通知し、公告         第二条       本型に出版する者に通知し、公告       本         第二条       本型に出版する者に通知し、公告       本        第二条       本         第二条       本       本       本         第二条       本       本       本         第二条       本       本       本         第二条       本       本       本 <th></th> <th></th> <th></th>			
第二項 前項 前項 前項 (見出しを含む。)、第四 審理 (見出しを含む。)、第四 審理 (見出しを含む。)、第四項 第一項、第十九条、第二項第三号、第 第二項 第十九条、第二件四条、 第二件四条、 第二件四条、 第二件四条、 第二件四条、 第二件四条、 第二件四条、 第二件四条、 第二件四条、 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 数	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項 第十条 の議に付された の議に付された 第二項 第十条 の議に付された の議に付された 第二項 第十条 原子	条第二	前項	
第四項       の議に付された         第五項       審理に出席する者に通知し、かつ、公告         第二項       参加人として当該審理         第一項       委加人として当該審理         第一項       異議申立人又は参加人         第一項       型         第二項       の議に付された	を含む。)、第三十七条・会さむ。)、第三十九条が第二項、第十九条がら条第一項、第十九条がら条第一項、第十九条がら条第一項、第十十条を第一項、第十十四条。第十二条第二項第三段第一段。	審理	意見の聴取
第四項       審理に出席する者に通知し、         第二項       参加人として当該審理         第二項       参加人として当該審理         第二項       製議申立人又は参加人         銀票       人名         第二項	第二条	の議に付された	に諮問された
第五項     第二項       第一項     参加人として当該審理       第一号     異議申立人又は参加人       異議申立人又は参加人	第四条第四項	かつ、公告審理に出席する者に通知し、	公告
第一項       処分         第一月       異議申立人又は参加人         第一月       異議申立人及び参加人         第一項       参加人として当該審理	第四条第五項	第二項	第四十三条第二項
第十条     処分       第十条     異議申立人又は参加人       第十条     異議申立人及び参加人	第五条第一項	参加人として当該審理	意見の聴取
処分異議申立人又は参加人	第十	、異議申立人及び参加人	及び利害関係者
処分	第九条第一号	異議申立人又は参加人	利害関係者
	第九条第六号	処分	立案

第十条	第二条第一項又は第二項	第二項四条において準用する第二条第四項又は第四十
第十五条第一項	異議申立人、参加人	利害関係者
五号の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の	異議申立人等	利害関係者等
第十八条見出し及び第一項	審理準備会議	意見聴取準備会議
第十八条第一項	争点の整理及び立証	陳述
第二十四条	当該審理	当該意見の聴取
第三十七条	第九十三条第一項	一項 いて準用する法第九十三条第 第九十九条の十二第六項にお
第三十九条第一項	第九十三条第二項	二項 いて準用する法第九十三条第 第九十九条の十二第六項にお
第四十一条	びにその原因となる事実及び根拠となる法令の条項並予定される不利益処分の内容	定又は改廃の趣旨及び内容) に場合の意見の聴取にあっては、予定される総務省令の制 は、予定される総務省令の制 を受ける。 を使いる。 を受ける。 を使いる。 を使いる を使いる。 を使いる。 を使いる。 を使いる。 を使いる を使いる。 を使いる を使いる を使いる を使いる を使いる を使いる を使いる を使いる

第百七十八条第二項」に改める。
「放送法第五十三条の十一第二項又は電気通信役務利用放送法第十九条第二項」を「又は放送法に、「、放送法第五十三条の十一第二項又は電気通信役務利用放送法第百七十七条第一項第一号から第三号まで」第十八条第一項第三号若しくは第四号」を「又は放送法第百七十七条第一項第一号から第四号まで又は電気通信役務利用放送法第四十七条中「、放送法第五十三条の十第一項第一号から第四号まで又は電気通信役務利用放送法

### 附則

一十三年六月三十日)から施行する。 この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日(平成

に関する規則の相当規定により行われたものとみなす。 た審理又はこのための手続は、この省令による改正後の電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取と審理又はこのための手続は、この省令による改正後の電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の規定により行われ

## 〇総務省令第七十五号

**暦公正大のこうことのら。** 登録点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)の一部を次のように改正する。

登録検査等事業者等規則

報

官

目次を次のように改める。

総則 (第一条)

検査等事業者の登録手続(第二条―第八条)

第三章 外国点検事業者の登録手続(第九条―第十四条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十五条) 登録に係る検査又は点検の実施等(第十五条―第二十二条)

第二章 検査等事業者の登録手続

第二条第二項中「には、」の下に「次に掲げる事業者ごとに、それぞれ」を加え、

同項各号を次のよ

事業者等」に、「登録及び点検」を「登録及び検査又は点検」に改める。 第一条中「、登録点検事業者」を「、登録検査等事業者」に、「登録点検事業者等」を「登録検査等 第二章の章名を次のように改める。

検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。) 検査又は点検を行う無線設備等に係る無線局の種別 検査又は点検の事業を行う事務所の名称及び所在地

ホ 線従事者の資格(陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。)及び免許証の番号) 第一に掲げる条件のうち該当するもの(当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無 | 点検に用いる測定器その他の設備(以下「測定器等」という。)の名称又は型式及び製造事業 無線局の種別ごとの無線設備等の点検を行う者(以下「点検員」という。)の氏名及び法別表 検査又は点検の業務を行う組織(申請者が法人の場合に限る。)

測定器等の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の較正又は校正(以下「較正

という。)の氏名及び法別表第四に掲げる条件のうち該当するもの(当該判定員が無線従事者の 貸格を有する場合は、その資格及び免許証の番号) 無線設備等の検査(点検である部分を除く。以下「判定」という。)を行う者(以下「判定員」

無線局の種別ごとの検査又は点検の実施方法

検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)

点検を行う無線設備等に係る無線局の種別

点検の事業を行う事務所の名称及び所在地

点検の業務を行う組織(申請者が法人の場合に限る。)

陸上特殊無線技士に限る。)及び免許証の番号) 検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格(陸上特殊無線技士は、 無線局の種別ごとの点検員の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの (当該点 第一級

測定器等の名称又は型式及び製造事業者名

測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画

無線局の種別ごとの点検の実施方法

点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

が法別表第一に掲げる条件に該当する者であることの証明書」を「、次に掲げる証明書」に改め、「(当 該点検員が同表第一号の条件に該当する場合を除く。)」を削り、同項に次の各号を加える。 |二条第三項中「前項第四号」を「前項第一号二及び第二号二」に改め、同条第四項中「、点検員

> 号及び第二号の無線従事者の資格を有することの証明書を除く。)に掲げる条件のいずれかに該当 する者であることの証明書 除く。)に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書及び判定員が法別表第四(第一 検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)にあっては、点検員が法別表第一(第一号を

除く。)に掲げる条件のいずれかに掲げる条件に該当する者であることの証明書 検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)にあっては、点検員が法別表第一 (第一号を

第二条第五項中「法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第二号に定める様式の

の謄本、登記事項証明書、役員の氏名並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様 を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。 検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)であって、申請者が法人である場合は、定款

式の書類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書

類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類 住所及び生年月日を証する書類並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書 検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)であって、申請者が個人である場合は、氏名、

三 検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)である場合は、法第二十四条の二第五項各号 に該当しないことを示す別表第三に定める様式の書類

る特例民法法人」に改め、同条を第二十五条とする。 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第二項に規定す 般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 「登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)」に、「一般社団法人又は一般財団法人」を「一 第十五条の見出しを「(特例民法法人たる登録検査等事業者)」に改め、同条中「登録点検事業者」を

三号中「第五条」を「第六条第一項」に改め、同条第四号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に に「又は第三条第二項」を加え、同条第二号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、 第十四条中「(第八条第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第一号中「第五項」の下 同条第五号中「第七条」を「第八条」に改め、同条に次の五号を加え、同条を第二十四条とす 同条第

第九条第二項及び第五項に規定する書類

第十一条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類

第十二条第一項の規定に基づき提出する書類

第十三条第一項の規定に基づき提出する書類

第十三条を第二十三条とする。 第十四条の規定に基づき提出する書類

第四章を第五章とする。

第十二条第一項を次のように改める。

において「帳簿等」という。)を、検査又は点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日、 第十八条の交付の日又は前条の通知の日から六年間保存しなければならない。 登録検査等事業者等は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類

明書の写し 検査を行った場合 次のイからりまでに掲げる事項を記載した帳簿及び第十八条の検査結果証

検査を行った無線設備等に係る無線局の種別、 検査を依頼した無線局の免許人の氏名又は名称 識別信号及び免許の番号

検査及び点検を行った年月日

ヘホニハロ 点検を行った場所 第十六条第一項に規定する検査の実施項目ごとの検査の成績及び点検の結果

点検を行った点検員の氏名

報

は許可の番号

第十五条

の較正等を行った年月日及び較正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。) 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、 判定を行った判定員の氏名 項第二号二に規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を較正等した法、年月日、較正機関名及び較正等を受けた方法(ただし、較正等の方法が法第二十四条の二第 点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、較正等 直近

108

- 総合試験において無線設備の操作を行った無線従事者の氏名、無線従事者の資格及び免許証
- 知書の写し 点検のみを行った場合 次のイからチまでに掲げる事項を記載した帳簿又は前条の点検結果通

点検を行った無線設備等に係る無線局の種別、識別信号及び免許の番号、予備免許の番号又

点検を行った年月日 点検を依頼した無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称

点検を行った場所

点検の結果

点検を行った点検員の氏名

別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近四項第二号二に規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を較正等した法 の較正等を行った年月日及び較正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。) の年月日、較正機関名及び較正等を受けた方法(ただし、較正等の方法が法第二十四条の二第 点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、 較正等

総合試験において無線設備の操作を行った無線従事者の氏名、無線従事者の資格及び免許証

定める登録点検結果通知書をもって」を「別表第八号に定める点検結果通知書により」に改め、同条 を第二十一条とする。 ||条第二項第一号へ若しくは第二号へ又は第九条第二項第六号」に改め、同条を第二十二条とする。 第十一条中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「当該点検の結果を、別表第五号に 第十二条第二項中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「第二条第二項第六号」を「第

第十条を第二十条とする。

で国が開設するものに限る。)」を加え、同条を第十九条とし、第三章中同条の前に次の四条を加える。 業者等」を「登録検査等事業者等」に改め、「国が開設するもの」の下に「(第十五条に規定する無線局 第二項において準用する場合を含む。)」を「又は第九条第二項」に改め、同条第三項中「登録点検事 第二十四条の十三第一項の登録に係る点検 (以下「点検」という。)」を「点検」に、「別表第四号」を 「別表第七号」に改め、同条第二項中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「(第八条 第九条第一項中「第七十三条第三項」を「第七十三条第四項」に、「法第二十四条の二第一項又は法 (人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局) 5

として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令 十五号)第十四条各号に掲げる無線局 法第百三条の二第十二項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的 (平成十三年政令第二百四

法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局

法第百三条の二第十三項第一号及び第二号に掲げる無線局

船舶局(旅客船の船舶局に限る。

航空機局

第十三号に規定する衛星基幹放送の業務の用に供するものに限る。) 地球局(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号に規定する一般放送及び同条

- 船舶地球局 航空機地球局
- (旅客船及び第一号の無線局を開設する船舶の船舶地球局に限る。)
- 人工衛星局(放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務の用に供するものに限る。)

衛星基幹放送局

する無線局 前号までに掲げる無線局の他、 無線局の目的及び利用方法を勘案して、 総務大臣が別に告示

(検査の実施項目等)

2

第十六条 法第七十三条第三項の総務省令で定める検査の実施項目は、別表第五号のとおりとする。 わなければならない。 登録検査等事業者は、 第二条第二項第一号の登録に係る業務実施方法書に従って適切に検査を行

(検査の実施方法等)

第十七条検査の実施方法等については、 総務大臣が告示するところによるものとする。

(検査結果証明書の交付)

第十八条 登録検査等事業者は、検査を実施したときは、 別表第六号に定める検査結果証明書を検査

を依頼した者に交付しなければならない。

- 法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第三項の業務の実施の方法を定め第八条の見出しを「(外国点検事業者の登録の申請)」に改め、同条第二項を次のように改める。 第三章の章名中「係る」の下に「検査又は」を加え、同章を第四章とする。

次に掲げる事項を記載するものとする。

る書類(以下「外国業務実施方法書」という。)には、 点検の事業を行う事務所の名称及び所在地点検を行う無線設備等に係る無線局の種別

点検の業務を行う組織(申請者が法人の場合に限る。)

四三 特殊無線技士に限る。)及び免許証の番号) 員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格 無線局の種別ごとの点検員の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの(当該点検 (陸上特殊無線技士は、 第一級陸上

測定器等の名称又は型式及び製造事業者名

測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画

七六五 無線局の種別ごとの点検の実施方法

点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

第八条に次の三項を加える。

の資格を有する者は、海岸局、航空局、鉛。 前項第四号の無線従事者の資格のうち、 ものとする。 船舶局及び航空機局以外の無線設備等の点検に限って行うら、陸上特殊無線技士の資格又は第一級アマチュア無線技士

る者であることの証明書を添付しなければならない。 第二項の外国業務実施方法書には、点検員が法別表第一(第一項を除く。)に掲げる条件に該当す

は、 示す別表第三号に定める様式の書類とする。 法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第三項の総務省令で定める書類 法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを

第八条を第九条とし、同条の次に次の五条を加える。

(登録外国点検事業者の登録証の様式)

第十条 法第二十四条の十三第二項において準用する第二十四条の四第一項の登録外国点検事業者の 登録証の様式は、別表第四号のとおりとする。

第十一条 登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第 一項の届出をしようとするときは、 (登録外国点検事業者の変更の届出) 次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出し

登録の年月日及び登録番号

なければならない。

変更の内容

報

でない。

官

(登録外国点検事業者の登録証の再交付)

- 前項の届出があった場合において、関東総合通信局長は、 新たな登録証の交付による訂正を行う
- 登録外国点検事業者は、第九条第二項各号(第二号を除く。)に掲げる事項を変更しようとすると 登録の年月日及び登録番号 次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。
- 変更の内容
- 変更の年月日
- 号を除く。)に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。 登録外国点検事業者は、点検員を追加するときは、前項の届出書に当該点検員が法別表第一 第
- 5 定による届出があった場合には、その届出があった事項を登録外国点検事業者登録簿に登録しなけ、関東総合通信局長は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項の規

第十二条 登録外国点検事業者は、登録証を破損し、汚し、失った等のために登録証の再交付を申請 しようとするときは、 登録外国点検事業者は、新たな登録証の交付を受けたときは、遅滞なく旧登録証を返納しなけれ 再交付の理由 登録の年月日及び登録番号 次に掲げる事項を記載した申請書を関東総合通信局長に提出しなければなら

ならない。ただし、登録証を失った等のためにこれを返納することができない場合は、この限り

(登録に係る事業の承継の届出)

第十三条 法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の届出をしようとす 局長に提出しなければならない。 条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類を添えて、関東総合通信 るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十四条の十三第二項において準用する法第二 十四条の六第二項の事実を証する書面及び法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四

登録外国点検事業者の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その

承継に係る登録番号及び登録外国点検事業者の名称

2 前項の事実を証する書面は、次に掲げるものとする。

| 登録外国点検事業者の地位を承継した相続人にあっては、戸籍全部事項証明書又はこれに準ずずるもの及び事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面) 業の全部の譲り受けがあったことを証する書面(法人にあっては、 \*の全部の譲り受けがあったことを証する書面(法人にあっては、登記事項証明書又はこれに準事業の全部を譲り受けたことによって登録外国点検事業者の地位を承継した者にあっては、事

合併又は分割により登録外国点検事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事

(登録外国点検事業者の廃止の届出)

第十四条 登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の九第 届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。 | 項の規定による登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した

登録外国点検事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名

登録の年月日及び登録番号

廃止の年月日 廃止の理由

> はその更新の」に改め、同条を第八条とし、 第七条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同条第二号中「登録の」を 同条の次に次の章名を付する。 「登録又

改め、同条第二項中「次に掲げる」の下に「事業者ごとに、それぞれ次に掲げる」を加え、 第六条第一項中「別表第二号」を「別表第三号」に、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」 、同項各号事業者」に

登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。以下この号において同じ。)

- 業の全部の譲り受けがあったことを証する書面(法人にあっては、定款の謄本、登記事項証明 全部の譲り受けがあったことを証する書面) 事業の全部を譲り受けたことによって登録検査等事業者の地位を承継した者にあっては、 役員の氏名及び過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類並びに事業の
- の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類 登録検査等事業者の地位を承継した相続人にあっては、戸籍全部事項証明書及び過去二年間
- 騰本、登記事項証明書、役員の氏名及び過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式 合併又は分割により登録検査等事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の定款の
- 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。以下この号において同じ。)
- 業の全部の譲り受けがあったことを証する書面(法人にあっては、登記事項証明書及び事業の 全部の譲り受けがあったことを証する書面) 事業の全部を譲り受けたことによって登録検査等事業者の地位を承継した者にあっては、 事
- 登録検査等事業者の地位を承継した相続人にあっては、戸籍全部事項証明書
- 合併又は分割により登録検査等事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事

録又はその更新の」に改め、同条を第六条とする。 第五条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同条第一項第一号中 第六条第三項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同条を第七条とする。 「登録の」を「登

録検査等事業者登録簿」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加え、同条を 同表第一号の条件に該当する場合を除く。)」を削り、同条第五項中「登録点検事業者登録簿」を「登 務実施方法書」を「届出書」に改め、「別表第一」の下に「(第一号を除く。)」を加え、「(当該点検員が 又はその更新の」に改め、同条第四項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、『変更後の業 録又はその更新の」に改め、同条第三項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、「第二 条第二項各号」の下に「(第一号口及び第二号口を除く。)」を加え、同項第一号中「登録の」を「登録 第四条第一項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同項第一号中「登録の」を「登

5 出書に当該判定員が法別表第四(第一号及び第二号の無線従事者の資格を有することの証明書を除 く。)に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)は、判定員を追加するときは、 第三項の届

第三条中「別表第三号」を「別表第四号」に改め、 同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

月を超えない期間において行わなければならない。 法第二十四条の二の二第一項の登録の更新の申請は、 登録の有効期間満了前三箇月以上六箇

号を除く。)の規定は、 前条(第二項第二号、第三項(点検の事業のみを行う者に限る。)、第四項第二号及び第五項第三 前項の登録の更新について準用する。

官

点検事業者名又は名称 に改め、 24条の2第1項の登録 24条の2の2第2項の登録の更新 24条の13第1項の登録 を 有及び当該証明の効力」以、 **湖里」に改め、「下記のたおり通出します。」の次に「(注2)」を加え、「免許審忠 (注2)」を「免許審忠(注** に改め、 点検事業者等申請書」や 3)]に、「3 備付け 項 別表第四号中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「第九条第一項」を「第十九条第 別表第五号4枚目中「別琳鄉區亭」 別表第五号中「豫録点検結果通知器の様式 三戒窓一中一「第2条及び第8条」や「第2条第1項、第3条第2項及び第9条第1項」は「登録 ω<sub>1</sub>ν 6 の に改め、 務実施方法書」とある部分は「外国業務実施方法書」とする。 94 点検 法第七十三条第四項 点 法第十条第一 同表1枚目中「強線点旅結果通知醬」を「点旅結果通知醬」に、「あて」を 同表注に次のように加える。 点検に用いる測定器その他の設備の概要 備考(注6) 電液法第24条の2第1項の登録を受けようとする者が点検の事業のみを行う者である場合 登録外国点検事業者の点検の場合は、「第2条第2項」とある部分は「第9条第2項」 その旨を記載すること。 検 (注1)」を 自何何 船舶局無線従事者証明の所有及びその効力」や「3 の 同表第一の表を次のように改める。 種 一項の点 瀬口 别 「登録検査等事業者 の氏名又は名称 (注1)」<sup>以「</sup>登録点檢事業者等規則」や「登録検査等事業者等 「登録檢查等事業者等申請書」 に改め、 1 1 義務のある場合に限る。) 船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力(船舶局で、 線従事者を選任している場合に限る。) 主任無線従事者の監督の事実及び主任講習の受講事実(主任無 する場合に限る。)
主任無線従事者の主任講習の受講事実(主任無線従事者を選任 及び条件 義務のある場合に限る。) 総納局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力(船舶局で、 時計の備付け (注3) に、「2 選任されている無線従事者の資格及び員数 選任されている無線従事者の資格及び員数 遭難通信責任者の配置 選任されている無線従事者の従事事実 遭難通信責任者の配置 選任されている無線従事者の従事事実 注2を注3とし、 を「別嫌避け卵」に改め、同表を別表第八号とする。 (第11条関係)」や「点検結果通知書の様式(第21条関係)」 点 備付け (注5) 祭年 点検に用いる測定器その他の設備の概要(注5)」 検 注1の次に次のように加える。 リバ第24条の2第 第24条の13第 に、 (船舶局で、義務のある場合に限る。) (船舶局で、 合数□ 有口 同表注4中「点茶」を「茶格又は点茶」 Ø) 船舶局無線従事業者証明書の所 相違□ 義務のある場合に限る。) 項 原原 を H (注3)の登録」を 「治乙」に「海線の円の円 時計の備付け Ņ 紫紫 既能能

_	ing a 2
-	別
-	
	盔
1	第
1	m
1	1713
1	믔
1	40
1	另
1	
1	
1	の
1	莱
1	表を
1	を
1	1/1
1	<b>//</b>
1	0)
٦	1-
1	÷
	う
	1-
-	r_
-	に改
-	孙
	رین
-	る
- 1	~

	4")	यण यण
一	検接第十条第二項の点	点検の種別
ロイ	ハロイ	
まえをうしまう 盲ナナ ケスネ 下立び こうようぶ 無線局免許状の備付け及び掲示無線局免許状の備付け及び掲示します。	その他の書類の備付け無線業務日誌の備付け	点検の項目
	į	

				##	<b>严</b>	HF 4H	744
	工事設計書			-		無線局事項書	既合書類の区別
二項の点検	項の点検		第四項の点検 第四項の点検	二項の点検 二 法第十八条第		項の点検・第二	点形の租房
ハ 空中線系(変更した場合に限る。) した場合に限る。) した場合に限る。) した場合に限る。) した場合に限る。) と受信設備、特殊な設備及び附属装置について、口 送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、口 送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、	イ 送信(受信)可能な電波の型式及び周波数 ・ 計器、予備品、制御器の照明、非常灯及び連絡設 ・ 計器、予備品、制御器の照明、非常灯及び連絡設 ・ 計器、予備品、制御器の照明、非常灯及び連絡設 ・ 計器、予備品、制御器の照明、非常灯及び連絡設 ・	限る。) には、	機局及び航空機地球局で、条件がある場合に限る。)ハ無線設備の設置箇所(船舶局、船舶地球局、航空口無線設備の設置場所(常置場所)	る。) 無線設備の設置場所(常置場所)(変更した場合に限	限る。) 機局及び航空機関係事項(船舶局及び航空機局に本 船舶又は航空機関係事項(船舶局及び船舶地球局で、措置の義務がある場合に限る。) 推置の義務がある場合に限る。)機局及び航空機地球局で、条件がある場合に限る。) 無線電偏の電電値戸、綿綿尾 船角均差	<ul><li>転款投資ン投資値所(合自品、合自也素具無線設備の設置場所(常置場所)</li><li>予備免許を受けた者の氏名又は名称及びは</li></ul>	点核の項目

第一 無線従事者の資格及び員数第一項関係) 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)が行う検査の実施項目別表第五号 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)が行う検査の実施項目 別表第四号の次に次の二表を加える。

(第十六条

選任されている無線従事者の従事事実選任されている無線従事者の資格及び員数

主任無線従事者の監督の事実及び主任講習の受講事実(主任無線従事者を選任している場合

遭難通信責任者の配置(船舶局で、義務のある場合に限る。)船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力(船舶局で、 義務のある場合に限る。)

法第六十条の時計及び備付書類

無線局免許状の備付け及び掲示

無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載内容

その他の書類の備付け

無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合

		局	舶	船	4111					工					無總	
の五に規定する無線設備の五に規定する無線設備規則第四十五条の三	電話及びレーダー話、船舶航空機間双方向無線船上通信設備、双方向無線電			基本及び予備設備	無線局の種別及び無線設備名	電気的特性の検査	·			事設計書					無線局事項書	照合書類の区分
五四三二一	= -	四	Ξ=				がは備	ニハ	型	1	ホ	二階		口	1	
識別信号無変調送信時間に送速度	線電力	変調特性	空中線電力と有層波数帯幅	<b>高に利えない。</b> 周波数	検査の項目		(船舶局で、計器、予備品	<b>電原设備</b> 空中線系	は名称、が	送信(受信)可能な電波の型式及び	船舶関係事項(船舶局に限る。	措置の義務がある場合に限る。) 法第三十五条の措置(船舶局R	条件がある場合に限る。)無線設備の設置箇所(船舶	無線設備の設置場所(常置場所)	免許人の氏名又は名称及び住所	検査の
を含む。電池の有効期限の	含む。電池を備えるもの電池を備えるもの				備		義務がある場合に限る。) 3、制御器の照明、非常灯及び		製造番号及び型式検定番号等特殊な設備及び附属装置につ	空式及び周波数	રુ°)	) 局及び船舶地球	(船舶局及び船舶地球	(所)	請	項目
吸 の 確 認	確認を				考		連絡設		いて、			~局で、	地球局で、			

	ボンダ換紫松助用レーダートランス	11	受信感度空中線電力周波数	を含む。電池の有効期限の確認
:	搜索救助用位置指示送信装置	1 11 11 11	識別信号空中線電力占有周波数帯幅周波数	を含む。 電池の有効期限の確認
	船舶自動識別装置的批響及び簡易型船舶白動識別装置及び簡易型	11 111 111 111	識別信号 空中線電力 占有周波数帯幅 周波数	
£5	品 理 理 理 型 形 工 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1	空中線電力周波数	数輻射電力とする。 ・ ごについては、実
46	の他の無線局		選択度 受信感度	限局治及い・ 局が十備・ る及局がでたれにる二級五 無無、力は、 限無の別に 無無、力は、 限無の別に 機嫌除・ 力 る線大第つ 機嫌除・ 力 る線大第の 職前へ降び 備留中 職所へ停び のも 同を、 こた 無に条、

- 告示で定めるものとする。 注: この表による電気的特性の検査の項目以外に、総務大臣が特に必要と認める検査項目等は、
  - い。 施することが困難又は不合理であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでなる。この表による検査の項目のうち、無線設備の機器の構造その他の事情により当該検査を実

### 三 総合試験

- 田 無線局の目的の遂行可能性を確認することを原則とする。
- 3 具体的な確認の方法は、告示で定めるところによるものとする。

### 別表第六号 検査結果証明書の様式 (第18条関係)

検査を依頼した者宛てに証明する検査結果証明書 (総合通信局長が、この様式に代わるものとして 認めた場合は、それによることができる。)

年月

検査結果証明書

検査を依頼した無線局の免許人 宛て

登録検査等事業者の 氏名又は名称(注1) 印 登録の番号

В

登録検査等事業者等規則第2条第2項に規定する業務実施方法書に基づき貴所厲無線局の 無線設備等の検査を行い、当該検査の結果が、下表のとおりであったことを証明します。

- 1											
ē	検:	查年月	B	(注 2	2)		判定当区	員の日  分(治	E名及 E3)	び該	
	点	検	年	月	日		点検	景の日	(名及 (3)	び該	
	無	線厚	ð Ø	種	別		免	許	番	号	
	識	別	,	信	号		点	検	場	所	
Z)	検	查	i	結	果	無線従事者の資格 及び員数 (注 4)	定	に違反 電波法	えして ま第39	いない 条、 <b>多</b>	第40条及び第50条の規 い。 第40条及び第50条の規 対している。
						時計及び書類(注 5)	رن درنا	, ,			規定に違反していな 見定に違反している。
						無線局の無線設備 (注6)				-	している。 していない。
		備		考		_					

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 自筆により記載したときは、押印を省略することができる。ただし、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとすること。
  - 2 判定員が判定を行った日とすること。
  - 3 該当区分は、判定員にあっては法別表第4のいずれかに掲げる条件、点検員にあっては法別表第1のいずれかに掲げる条件のうち該当するものを「第1号」のように記載すること。
  - 4 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)が、第17条の告示により無線従事者 の資格及び員数について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「電 波法第39条、第40条及び第50条の規定に違反していない。」にV印を入れること。
  - 5 登録検査等事業者 (点検の事業のみを行う者を除く。)が、第17条の告示により法第60条の 時計及び備付書類等について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、 「電波法第60条の規定に違反していない。」にV印を入れること。
  - 6 登録検査等事業者 (点検の事業のみを行う者を除く。)が、第17条の告示により無線設備の 検査について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「工事設計に合 致している。」にV印を入れること。

平成二十三年六月二十九日

別表第二号(第2条第5項、第3条第2項及び第7条第2項関係) 別表第一号の次に次の一表を加える。 ω  $\sim$ 生年月日 田 (ふりがな 滋 戝 住所屋 期自至 炒 併 併 瀚 月月 四四三 网

以 上記のとおり相違ありません。 瓦 Ш 勤務先並びに職務内容又は業務内容 毌

不要の文字は、 対消すること。

辺

(日本工業規格A列4番)

(施行期日)

官

¥

二十三年六月三十日)から施行する。 この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日 (平成

- 2 正前の別表第一号の様式の余白に記載すること。 きる。この場合においては、改正後の別表第一号の注6に掲げる内容を別紙に記載して添付又は改 らず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることがで、登録検査等事業者等の登録申請書の様式は、この省令による改正後の別表第一号の様式にかかわ
- 前の様式によることができる。 表第三号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、 4第三号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す書類の様式は、この省令による改正後の別
- 5 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分 施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。 点検結果通知書の様式は、この省令による改正後の別表第八号の様式にかかわらず、この省令の

# 〇総務省令第七十六号

の間、使用することができる。

部を改正する省令を次のように定める。 放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行に伴い、総務省組織規則の

総務大臣 片山 善博

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則(平成十三年総務省令第一号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項第二号及び同条第四項第二号中 「電気通信役務利用放送」を「一般放送」に改め

疄

査又は」を加える。 第二百七十七条第六号、 第二百九十七条第二号及び第三百六条第七号中「無線設備等の」の下に「検

十三年六月三十日)から施行する。 この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日 (平成二

# 〇総務省令第七十七号

数終了対策業務に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。 一十五年法律第百三十一号)第七十一条の二の規定に基づき、 放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行に伴い、及び電波法 特定周波数変更対策業務及び特定周波 (昭和

平成二十三年六月二十九日 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部を改正する省令 総務大臣 片山

の一部を次のように改正する。 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則(平成十三年総務省令第百四号)

五年総務省令第二十六号」を「平成二十三年総務省令第八十七号」に改め、 第四条第三十四号中「の無線設備が適合している技術基準」を「に係る電気通信設備」に、「平成十 第三条第十一号中「放送事業者」を「基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者」に改める。 同条第三十五号中 ・「の無

線設備が適合している技術基準」を「に係る電気通信設備」に改める。 第五条第一項第一号及び第六条の二第三号中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用

計画」に改める。

十三年六月三十日)から施行する。 この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日

(平成二

〇総務省令第七十八号 放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行に伴い、 電気通信事業紛争

処理委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。 平成二十三年六月二十九日 務大臣 片山

電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則(平成十三年総務省令第百五十四号)

の一部を次のよ

電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

うに改正する。 題名を次のように改める。

電気通信紛争処理委員会事務局組織規則

第一項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める

第二項中「又は電波の利用」を「、電波の利用又は放送の業務」に改める。

この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日

(平成二

## 〇総務省令第七十九号

十三年六月三十日)から施行する。

紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)第五条から第十条まで、第十四条及び第十五条 の規定に基づき、電気通信事業紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。 放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行に伴い、及び電気通信事業 平成二十三年六月二十九日 総務大臣